

【 研修対象者の変遷 】

[illegible]

4 研修対象者の変遷

(1) 昭和40年～昭和45年

精神衛生センター設立当初は精神衛生相談員の数も少なく、「保健所精神衛生担当者研修」が大きな柱だった。昭和42年からは「保健所保健婦研修」が始まり、対象も保健予防課長、保健婦長、主任保健婦、保健所医師など幹部にまで拡大していった。

法改正後、日が浅いということもあり、職種を問わず医療社会事業員、保健婦、事務関係者など様々な立場の人が研修に参加する状況があった。その後の担当者研修は、保健所保健婦と医療社会事業員が主流になっていった。

(2) 昭和45年～昭和60年

昭和45年頃からは、対象者を保健所職員のみでなく、地域関係諸機関の職員に対しても広げていった。この頃の当所の教育研修は保健所関係職員を対象に資質の向上を目的とするものであり、地域関係諸機関の職員に対しての研修は「神奈川県精神衛生協会」の主催する研修に全面的援助を行うことであてていた。

また昭和59年度からは、衛生部と福祉部の研修相互乗り入れの実施に伴い、福祉事務所職員や心理職まで対象者を拡大していった。

(3) 昭和61年～平成14年

法改正や業務の拡大等に伴って事業別研修が始まり、対象者も民間の精神障害者地域作業所指導員や職親に加えて、生活ホーム等の職員、地域作業所の運営委員、政令市福祉事務所職員等に拡大していった。平成11年度からは、平成14年度の法改正に向けての市町村支援として「地域精神保健福祉市町村研修」を立ち上げ、各地域の保健福祉事務所と共催で「精神保健福祉市町村研修」を行った。

さらに、平成12年度から開始された「精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修」では、対象を保健福祉事務所や医療機関・生活支援センター等の専門職に市町村職員が加わり、平成18年からは3障害統合で実施され、それに協力する形となった。

(4) 平成15年から現在

市町村へ精神保健業務が移管され、各市町村の課題もそれぞれ異なるため、各地域のニーズに応じた内容の「精神保健福祉市町村研修」を実施した。この研修は平成17年度に「精神保健福祉地域支援研修」と名称変更した。また、基礎研修は従来の新任研修と基礎研修を一体化し、担当者研修については専門・技術の2本に絞られたが、平成20年度以降は専門研修のみが残った。

平成16年度からは、病院実習中心の「衛生部転入福祉職研修（新任研修）」が開始された。平成21年度までは病院実習中心であったが、平成22年度以降は内容が病院研修・業務説明等に変更され、現在に至っている。

平成21年度以降は、「基礎研修」「新任研修」「精神保健福祉担当者研修」「精神保健福祉地域支援研修」の4本立てが主流となり、現在に至る。

平成28年度から令和1年度まで地域移行・地域定着事業の研修として「退院後生活環境相談員及び地域援助事業者等研修」を、医療機関、地域の関係職員、行政職員対象に行った。